

居住誘導区域の変更について

厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画で定める居住誘導区域を次のとおり変更します。

- (1) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）の誤りに伴う変更
- (2) 土砂災害特別警戒区域の解除又は指定に伴う変更

なお、変更の概要及び変更する区域は別添のとおりです。

・添付資料

- (1)資料1 居住誘導区域の変更の概要
- (2)資料2 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）の誤りに伴う変更（区域図）
- (3)資料3 土砂災害特別警戒区域の解除又は指定に伴う変更（区域図）
- (4)資料4 変更後の居住誘導区域（市全域）
- (5)参考資料1 新旧対照表（面積増減）
- (6)参考資料2 厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画(抜粋)